

一般質問通告書

No.1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

2014 年 5 月 27 日

議席番号 24 番

東村山市議会議長様

質問者 大塚恵美子

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p data-bbox="323 792 1246 831">「子ども・子育て支援新制度」の量と質の確保について</p> <p data-bbox="304 869 1366 1093">H27 年度から施行の「子ども子育て支援新制度」にともない、国の準備が遅れがちなが、4 月 30 日に学童の設備、運営に関する省令基準案が出され、26 日には国の子ども子育て会議と基準検討部会の合同会議が開催され、保育料の公定価格の仮単価、利用者負担に関する基準が示された。同じ 26 日に、私たち厚生委員会は市内の認定こども園の視察を行った。</p> <p data-bbox="304 1106 1366 1234">自治体は、新制度事業化に向けたニーズ調査を終え、今後は、保育と学童クラブに関する基準を定めた条例策定、事業計画策定へと進むことになる。</p> <p data-bbox="304 1294 1366 1379">① 保育の事業類型ごとに出された公定価格単価を、どのように受け止められたか。</p> <p data-bbox="304 1440 1366 1570">② 教育標準時間認定、保育認定を受けた子ども（家庭）の応能の利用者負担については、現行の保育料、費用徴収基準と変わらないように見えるが、どのように受け止められたか。</p> <p data-bbox="304 1630 1366 1951">③ 新制度には保育士、指導員の処遇改善が盛り込まれている。学童クラブの補助金は、常勤配置の場合、国からの補助金が引き上げられることになるが、東京都と東村山市も負担がともなう。また保育士の処遇改善策として、今年度予算に臨時特例事業補助金など処遇改善補助金が盛り込まれたが、国の新制度に対する財源が不十分であるとされ財政措置は微妙だ。質の確保のための市の考え方、それにとともなう財政的な規模をどう想定するか、準備に問題はないか。</p>

- ④ ニーズ調査結果をまとめた「東村山市 子ども・子育て支援事業計画調査報告書」が出された。事業計画の量を決定するための分析は重要だが、どのように認識されたか。
- ⑤ 認可保育園待機児が 97 人となったことから、市は前倒しで小規模保育施設運営事業者を募集した。東京都の「スマート保育」制度の建物改修費用、賃借料を 26 年度限定で活用することになる。6 月 9 日が締め切りだが現段階での応募状況はどのようなか。
- ⑥ 東京都独自の認証保育所は新制度外の位置づけとなり施設給付の対象外となるのか、補助金や利用料は現行のままとなるのか。
- ⑦ 新制度では市が保育の必要量を認定することになり、あっせんも行うことになる。情報が不足しているとニーズ調査で指摘する声が多いが、情報提供、コーディネート役割を専門的に担うコンシェルジュ的な役割が必要ではないか、考えを伺う。
- ⑧ 学童保育に関して実行性ある基準をつくることになる。規模と定員、高学年受け入れの箇所数、施設・設備確保、放課後児童指導員の必須研修、運営体制など条例化までの行程は急ピッチだ。現段階での市長の考え、方針を伺う。
- ⑨ 放課後子ども教室との関係や、首相が「女性が輝く社会づくり」として視察した横浜や 23 区に見られる全児童対策との一体化の動きなど、質の確保が懸念される。市長の考えを伺う。
- ⑩ 三多摩学童保育連絡協議会、全国学童保育連絡協議会の学習会に参加した。当市の学童保育連絡会とは「児童クラブの設置運営に関するガイドライン」の策定をともにすすめ、信頼関係をつくってきたが、条例化に向けた意見交換、聴取をどのように尊重し行っていくのか。
- ⑪ H26 年度「第 2 回東村山市 子ども・子育て会議」を傍聴したが、ニーズ調査に設問がなかった障害児の対応について意見が相次いでいた。調査報告書の自由記述にも意見が多く見られる。どのように受け止め、どのように考えるか。

2 児童発達支援について

H24年の児童福祉法改正・施行にともない、障害児施設・事業の一元化が進んできた。障害児通所支援として市町村では児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が進められ、市内には放課後等デイサービス事業、相談支援事業所が開設されてきた。

- ① 児童発達支援には、児童福祉施設として定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型となっている。従来の通園施設を運営してきた事業者任せとなりがちだが、市は「障害児支援の強化」についてどのようにとらえているか。
- ② 児童発達支援とは、発達障害児を含む障害のある児童が療育を受けられる場を提供することであり、小金井市では昨年10月に「児童発達支援センター・きらり」を開設し、18歳までを対象とした相談支援事業と保育所等訪問支援事業、未就学児対象の児童発達支援事業、親子通園、外来訓練事業、小学生対象の放課後等デイサービスをひとつのセンター内でワンストップ対応をしている。
児童発達支援は、法律の附則に「1年以内」とするみなし規定、及び合わせて3年以内（H27年3月まで）の経過措置が講じられている。市はどのように対応するのか、考え、構想を伺う。
- ③ 児童発達支援は福祉と教育のドッキング、共管が必要不可欠であると考え。教育支援課の教育相談、就学相談の改善など一年の動きと成果、課題について伺う。
- ④ 日野市では今年4月に発達・教育支援センター「エール」を開設した。18歳までの発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子どもと親への総合的な相談・支援機関となっている。福祉と教育の連携、一体化が切れ目のない児童発達支援を行うことになる。
児童発達支援における療育やトレーニング、専門指導、福祉と教育のワンストップ連携について、市長に考えを伺う。